

ふくしま米販路拡大事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、県においても県産農林水産物の風評払拭を図るため本県産の安全性及び魅力の周知とともに、販路の開拓・拡大に結びつく取組を一体的に展開してきた。その結果、農林水産物等の販売価格については回復傾向にあるものの、多くの品目で震災前の水準まで回復していない。

特に米については、小売店等での定番商品としての取り扱いが限定的で少ないなど、風評の影響が続いていることから、本事業により福島県産米（以下「県産米」）の販売促進、消費拡大を図る。

2 事業名

令和7年度ふくしま米販路拡大事業

3 事業概要

- (1) 米穀卸売業者や中食・外食事業者へのヒアリング
- (2) 県産米応援店（仮称）（以下「県産米応援店」）の運営に関すること※

ア 県産米応援店制度の開始及び登録募集に関すること

イ 県産米応援店等の販売促進支援に関すること

ウ 県産米応援店等の理解促進に関すること

（ア）産地情報の提供に関することについて

（イ）産地視察ツアーに関することについて

エ 県産米情報サイトにおける発信に関すること

※県産米応援店とは…県産米を取り扱い、その販売促進やPRに協力いただける小売店、飲食店等の流通事業者。

- (3) その他、目的を達成するための独自提案

なお、委託契約期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

4 業務仕様

別紙「令和7年度ふくしま米販路拡大事業 業務委託仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法は、審査で選定した企画提案内容を基に、業務委託予定者と県が協議して仕様書を作成した上で決定する。

5 見積限度額

10,830千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※ 提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資

格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 時	内 容
令和7年3月13日（木）	公募開始
令和7年3月18日（火）17時まで	質問書の提出期限
令和7年3月21日（金）17時まで	質問書への回答
令和7年3月24日（月）17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年3月26日（水）	参加資格確認結果の通知
令和7年3月31日（月）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年4月 3日（木）	一次審査（書面）結果の通知
令和7年4月 8日（火）予定	二次審査（プレゼンテーション）
令和7年4月中旬予定	審査結果の通知
令和7年4月下旬予定	契約締結

8 手続に関する事項

(1) 質問の受付

質問は、以下により受け付ける。

- ア 提出書類：令和7年度ふくしま米販路拡大事業公募型プロポーザルの募集要領等に関する質問書（様式第1号）
- イ 提出期限：令和7年3月18日（火）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：農産物流通課宛に、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。
※郵送による提出の場合は、3月18日（火）必着で送付すること。
※持参による提出の場合は、受付時間は月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
※電子メールによる提出の場合は、電話で受信確認すること。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月21日（金）17時までに農産物流通課のホームページに掲載する。

(2) 参加申込

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。
なお、必要書類の提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出書類
 - (ア) ふくしま米販路拡大事業公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号）
 - (イ) 会社概要や実施業務分野が記載された資料（1部）
- イ 提出期限：令和7年3月24日（月）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：農産物流通課宛に、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。
※郵送による提出の場合は、3月24日（月）必着で送付すること。
※持参による提出の場合は、受付時間は月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
※電子メールによる提出の場合は、電話で受信確認すること。
- エ 回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和7年3月26日（水）までに書面で通知する。

(3) 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書（記載内容等については9のとおり）
 - (イ) 類似業務実績一覧（令和4～6年度）
- イ 提出部数：10部
- ウ 提出期限：令和7年3月31日（月）17時まで（必着）
- エ 提出方法：農産物流通課宛に、郵送又は持参より提出すること。
※郵送による提出の場合は、3月31日（月）必着で送付すること。
※持参による提出の場合は、受付時間は月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
※電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。
なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案5」までを記載すること。

【提案1】現状把握及び本事業の目的達成のための考え方

福島県産米の魅力と流通・販売・消費等の現状把握をし、「1 事業の目的」に記載した目的を達成するための考え方（方向性）を提案すること。

【提案2】業務の取組内容

- ア 「3 事業概要」における業務の内容について、別紙「業務仕様書」に基づいた提案をすること。
- イ 関係企業・団体との連携に言及しつつ、委託期間全体のスケジュールを明示するなど、具体的な提案内容となるよう配慮すること。

【提案3】事業効果の設定と検証

- ア 当事業で展開する販売促進対策を評価するための定量的な項目、その項目の現状及び目標値を設定すること。
- イ 各事業の実施結果を効果検証する方法を提案すること。

【提案4】業務の実施体制

- ア 業務実施体制について、自社内の体制のみならず、連携を予定している企業・団体との役割分担等も明らかになるように提案すること。
- イ 十分な経験を有する者を総括責任者として専従させ、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

【提案5】積算見積書

「3 事業概要」における業務の内容ごとに、費目別の内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

(2) 様式

様式は任意。日本産業規格A4判横で両面10枚以内（総頁数20頁以内）とする。
なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じてA3判の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に関する費用は提案者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方法

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア 一次審査（書面審査）

参加者全ての企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対し

て書面で通知する。

【一次審査の結果通知：令和7年4月3日（木）】

イ 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された参加者に対し、二次審査において企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

（ア）正式な開催日時及び場所は別途通知を行う。

（イ）プレゼンテーションは25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）。

（ウ）その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

【二次審査の実施日：令和7年4月8日（火） 予定】

（2）評価基準及び配点

下表の審査項目及び評価基準により審査を行う。特に、業務の取組内容や効率的かつ効果的な業務の実施体制、予算額の妥当性に重点を置く。

審査項目	配点	評価基準
1 現状把握及び本事業の目的達成のための考え方	10点	○ 現状及び目的、目的達成の考え方の理解度・的確性 等
2 事業の取組内容	55点	○ ヒアリングの対象、内容、手法、分析等の確実性、適正等 ○ 県産米応援店制度の具体性・有効性等 ○ 販売促進企画の訴求力・販促効果等 ○ 県産米応援店等に提供する産地情報の訴求力、提供方法の確実性等 ○ 産地視察ツアーの募集方法やツアー内容の有効性、実施体制の適正等 ○ 県産米情報サイトの発信方法の適正等 ○ 独自提案（ある場合）を含めた本事業の総合的な米の販売促進効果
3 事業の評価項目と検証方法	10点	○ 目標値の妥当性 ○ 検証方法の実現性 等
4 実施体制	15点	○ 実施体制 ○ 業務遂行能力等
5 予算額の妥当性	10点	○ 実施内容に対する予算額の妥当性 ○ 適正かつ効果的な予算計画等
合計	100点	

（3）業務委託予定者

ア 審査会において、審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定点数以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

（4）審査結果の通知及び公表

ア 審査結果の通知

審査結果については、二次審査の参加者全員に対し、書面で通知する。また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和7年4月中旬予定】

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内を選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。

なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

(1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めること。

(2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。については、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。

(3) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。仮に企画提案の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることもある。

(4) 必要な資材の調達等は、可能な限り県内事業者を活用すること。

(5) 本事業は、令和7年度の予算で執行するものであるため、業務実施は、予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算執行が可能になったときに確定するものである。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農産物流通課（担当：渡部、村上）

電話：024-521-7377 FAX：024-521-7942

E-mail：ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp